

(仮称) 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業実施方針に関する意見・質問への回答

(1) 実施方針に関する質問 (26件)

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
1	—	用語の定義	災害廃棄物の取扱い	処理対象物に災害発生時の処理が明記されていないことから、今回の事業には含まれないと考えて良いかご教示ください。	災害廃棄物の処理量は見込んでいませんが、運営時には施設の処理能力の余剰範囲での災害廃棄物処理に協力いただくものとします。なお、災害廃棄物等によりごみ量・ごみ質が変動した場合のコスト変動のリスクは本組合が負担するものとします。なお、本件については、「契約書(案)」において示すものとします。
2	1	1 事業内容	(5)整備概要	発酵物(肥料)の品質を定める必要があると考えますが保証内容をご教示ください。	出来上がった堆肥については、土壌改良材として使用できることのみを条件とする予定であることから、肥料成分や物性については規定しないものとします。なお、本件については「要求水準書」において示すものとします。
3	2		(7)事業期間(予定)	設計・建設期間：令和6年(2024年)10月から令和10年(2028年)6月末、(試運転(負荷運転)期間：令和10年4月～6月末)となっていますが、設計・建設期間がこの予定期間に収まらないと判断した場合は、必要と考えられる期間での工事工程表としてよろしいでしょうか。もしくは、竣工：令和10年(2028年)6月末を遵守するために負荷運転(ごみの受入開始時期)を一ヶ月程度前倒しすることは可能でしょうか。	構成市の分別・収集運搬の変更については、令和10年4月1日から予定しております。 このため、ごみ全量を受入れた負荷運転の開始時期を同一日とする計画としております。 なお、本条件での工程計画が困難な場合は、明確な理由を提示したうえで、本組合と協議するものとします。

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
4	4	2 民間事業者が 実施する業務 の範囲	(2) 運營業務	現時点において想定される剪定枝資源化物の販路をご教示ください。また、SPCが剪定枝資源化物を買い取る必要はありますでしょうか。	資源物の販路は、本組合所掌にて行い、主に構成市民へ頒布予定です。資源物の需要が追いつかない等の事態が発生した場合も本組合所掌で処分するものとし、運營業務者へ負担を求めるものではありません。
5	5		(2) 運營業務	⑤に「運營業務者は、施設見学者への対応を行う」と記載がありますが、どの程度の施設見学を見込んでいるかご教示願います。また、その見学者用パンフレット及びDVD作成費用が含まれるのかご教示願います。	構成市既存施設の実績を踏まえ、年間約30件(小学校社会科見学を含む)、延べ約800人、また一回当たり45分程度の見学を見込んでおります。なお、これらに加え施設稼働当初は、相当数の増加が見込まれます。 また、パンフレット及びDVDの作成費用を含むものとします。
6	5	3 本組合(組合構成市を含む)が 実施する業務の 範囲	(3) 残渣・資源 化物の処分	「本組合は、運営期間中において本施設から発生する処理残渣、資源化物の処分(売却等)を行う。」と記載がありますが、資源化物の販路については組合様が行うとの解釈で良いかご教示願います。	ご認識のとおりです。 添付資料1 業務範囲区分(2/4、3/4)の7「貯留、運搬、処分、再資源化作業」に本組合の事業範囲を示しています。
7	6		4 民間事業者の募集 及び選定に関する 事項	一	事業者の応募が0または1であった場合の選定方法、また多数応募があった場合の絞り込みについてご教示願います。 価格審査がある以上、処理方式等の違いで応募に偏りが生まれませんかご教示願います。
8	8		(2) 応募者の構成	「②…構成員のうち、代表企業及び運營業務を主体として行う企業は、…出資を行うものとし、…」とありますが、代表企業は最大出資者(出資割合50%超)となればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、本件については「入札説明書」において示すものとします。

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
9	8	4 民間事業者の募集及び選定に関する事項	(2)応募者の構成	⑤に「応募者は組合構成市内に…」との記載がありますが、本店は含まれるのかご教示願います。	構成市内の企業の積極的活用の観点から、本店を含みます。
10	8		(2)応募者の構成	⑨について、Aグループに参加して落札者に選定されなかった入札参加者の協力企業が、事業締結後に落札者Bグループの下で支援及び協力することができるものとするとは、協力企業の場合、下請け派遣業者として総合評価後でも認めるとの解釈で良いかご教示願います。	ご認識のとおりです。
11	8		(2)応募者の構成	剪定枝資源化施設を担う（構成員又は、協力企業）企業は施工・運営実績などの要件を定めるか、ご教示願います。	剪定枝資源化施設は、マテリアルリサイクル推進施設の一部として整備・運営を行うこととなります。そのため、マテリアルリサイクル推進施設を担当する企業について、実績、要件を満たす事が条件となります。なお、剪定枝資源化施設の担当する企業として、個別の実績、要件は求めておりません。
12	8		(2)応募者の構成	剪定枝資源化施設を施工するプラントメーカーは、構成員とはならないのかご教示願います。	剪定枝資源化施設を施工するプラントメーカーが構成員となることは可能です。ただし、マテリアルリサイクル推進施設を担当する主たる企業となる場合は、マテリアルリサイクル推進施設を担当する企業としての実績、要件を満たす必要があります。
13	9		(4)本施設の設計、建設を行う企業の要件	本施設の設計、建設を行う企業の要件に「建築物の設計及び建設に係る業務を行う構成員」とありますが、設計と建設（施工）を異なる企業が分担することも可能と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に示すとおり、一つの業務を複数の構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が資格要件を満たすこととしています。このため、建設業務と設計業務を分担し、取りまとめを行う企業が資格要件を満たしていれば、良いものとします。

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
14	9	4 民間事業者の募集及び選定に関する事項	(4)本施設の設計、建設を行う企業の要件	④に「ごみ処理施設性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料を提示できること」とありますが、別途資料を提出するのではなく、技術提案書の内容にて確認すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。技術提案書の内容において確認する事を原則としますが、本組合で別途確認が必要と判断した場合は資料を求める場合があります。
15	10		(5)施設の運転・維持管理を行う企業の要件	本施設の設計、建設を行う企業条件には元請け納入実績と記載がありますが(5)施設の運転・維持管理を行う企業要件には、元請けと明記されていません。下請け・派遣実績も要件に含まれるのかご教示願います。	地方公共団体（一部事務組合を含む）またはSPCから運転・維持管理業務を一括で受託した実績を有する者とし、部分的な運営人員の派遣実績は含まないものとします。なお、本件については「入札説明書」において示すものとします。
16	11	5 民間事業者の審査及び選定	(3)審査方法	SPCが剪定枝資源化物のチップ及び堆肥の流通についてサービス提供を行うことは評価の対象になるでしょうか。	堆肥等の頒布は、本組合の所掌事項と計画していることから、現時点で、評価の対象項目とする予定はありません。
17	15	10 公共施設の立地に関する事項	(3)土地利用規制	⑩緑化率について、「敷地面積に対して25%以上」とありますが、本施設は工場立地法の対象になると考えます。その場合、緑化率については、工場立地法に則り、敷地面積に対する緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。発電を行うごみ処理施設は、工業立地法の規制対象となるため、敷地面積に対する緑地面積率は20%以上、環境施設面積率は25%以上とします。（環境敷地面積25%に緑地面積20%を含めることも可能です。）なお、本件については「要求水準書」において示すものとします。
18	添付資料1	業務範囲区分(1/4)	1 処理対象物の受入れ	受付計量作業の項目で、「小動物等の受付、受入れ」が事業者の区分との記載がありますが、処理対象物の大きさや重量、年間処理量、搬入形態、受入れ後の処理方法についてご提示願います。	構成市既存施設の実績を踏まえ、年間約600件の受入れを見込んでいます。なお、小動物等は主に道路等で回収された猫、犬、タヌキ等であり、回収事業者などにより搬入されます。受入れ後の処理方法は「要求水準書」において示すものとします。

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
19	添付資料 1	業務範囲区分 (1/4)	4 ごみ処理施設の運転	ボイラ・タービン主任技術者、電気主任技術者、エネルギー管理員と記載がありますが、当該資格者は最低1名配置と考えて良いかご教示願います。	ご認識のとおりです。なお、エネルギー管理員が必要なものは、当該計画施設の年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の場合のみです。また、安全で安定的運営に支障が無い範囲であれば兼務による人員配置も可能とします。
20			4 ごみ処理施設の運転	公害防止管理者の必要資格項目が大気、水質、ダイオキシン類とありますが、それぞれ最低1名の配置とするのか、また、大気、水質は何種を配置させれば良いかご教示願います。また、埼玉県公害防止主任者でも良いかご教示願います。	公害防止管理者は大気の4種以上を1名配置するものとし、埼玉県公害防止主任者の配置を可能とします。
21		業務範囲区分 (2/4)	6 定常的な分析業務	搬入物検査について、検査の立ち合いが貴組合の所掌となっていますが、処理不適物を持ち込んだ者への持ち帰り指導についても、貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	搬入物検査は民間事業者が主体となり実施し、本組合の職員が立ち会うものとし、また、処理不適物を持ち込んだ者への持ち帰り指導については、民間事業者が適正な処分方法を指導するものとし、
22	添付資料 1	業務範囲区分 (3/4)	7 貯留、運搬、処分、再資源化作業	「剪定枝（チップ、堆肥化）」の運搬、処分が民間事業者所掌とされていますが、ここでいう「運搬」は剪定枝資源化施設からストックヤードへの運搬といった、事業敷地内における運搬を指しており、敷地外への運搬は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。また、「処分」は本実施方針にお示し頂いたとおり「受取りに来場した人への対応」に限定されるものであり、それ以外の対応は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 屋外頒布ヤードから敷地外への運搬は、本組合所掌とします。また、資源物の販路に加え、資源物の需要が追い付かない等の事態が発生した場合も本組合所掌で処分するものとし、運営事業者へ負担を求めるものではありません。 なお、運営事業者は、受取りに来られた方が持参する袋や車両等への積込みについて補助を行うものとし、

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項	回答
23		業務範囲区分 (4/4)	15 ごみ焼却 施設・マテリアルリサイクル推進施設の 運営事務	施設の電話使用料（民間事業者の使用分）は民間事業者の区分との記載がありますが、貴組合事務所で使用する電話やインターネットの使用料金は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24			17 ごみ焼却 施設見学者への 対応	施設見学者について、年間の来場人数についてご教示願います。	構成市既存施設の実績を踏まえ、年間約30件（小学校社会科見学を含む）、延べ約800人、また一回当たり45分程度の見学を見込んでいます。なお、これらに加え施設稼働当初は、相当数の増加が見込まれます。
25	添付 資料 2	事業に係るリスク 分担（2/3） 4 運営段階	ごみ量・ごみ 質	「ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動のリスク」とありますが、ごみ量・ごみ質の変動による売電収入の変動リスクも含まれていると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱したことにより売電収入が減少した場合は、委託費の見直しについて本組合と民間事業者で協議を行うものとします。なお、本件については「契約書（案）」において示すものとします。
26	添付 資料 2	事業に係るリスク 分担（3/3） 4 運営段階	施設破損	「事故・火災等による修復等に係るコスト増大のリスク」が民間事業者となっていますが、民間事業者の責に起因するものに限定されると理解してよろしいでしょうか。	民間事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていることが証明され、本組合がそれを確認できた場合は、ご認識のとおりです。

(2) 実施方針に関する意見・要望等 (11件)

番号	頁	項目番号	項目名	意見・要望事項	回答
1	4	2 民間事業者が実施する業務の範囲	(2) 運營業務	剪定枝資源化施設においては、出来たチップや堆肥の利活用を円滑に行わなければ、歩留まりが発生し、受入れが困難になる恐れがあります。当該事業においても、単に剪定枝を処理するだけで無く、出来た資源化物の配布、流通、買取等において実績がある農業生産法人企業等の参画が不可欠かと思えます。	頒布先の確保は、安定的な施設稼働をするうえで重要な要素である事から、貴重なご意見として承りました。
2	4		(2) 運營業務	剪定枝資源化施設から発生する資源化物の利活用は、住民配布による地域還元が原則と思えますが、既存施設では剪定枝を焼却処理していることや、畑が田の1/3程度の土地柄であり、市民の需要がどの程度あるか不確かです。低品質のチップや堆肥では流通が困難になり、資源化物のはけ口が無くなる事が心配です。従って、剪定枝資源化施設は別事業や別契約として、プラント施工オペレーションを発注すべきだと思えます。	本事業は、本施設や外構工事を含まず計画予定地内全ての工種について一括発注を予定しており、一部を別事業や別契約とする予定はありません。 なお、頒布先の確保は、安定的な施設稼働をするうえで重要な要素である事から、貴重なご意見として承りました。
3	5		(2) 運營業務	④に「…売電収入は、運営事業者の収入とする。」とありますが、売電収入を運営事業者で見込む事業計画の場合、ごみ量・熱量・バイオマス比率の変動や事業者の瑕疵によらない計画外の運転停止など事業者がコントロールできない事由による売電量の変動が生じることがあり、これらの場合には委託費で収入の減少分を補填していただくなどの協議ができる仕組みが必要になると考えます。また、売電のルールそのものが大きく変わることがあり、予想できない影響が生じる場合はそれらも考慮していただく必要があります。	計画外の運転停止やごみ量・ごみ質が著しく逸脱した場合、また、電力会社による系統混雑時の発電出力制御等、事業者の瑕疵によらない事由により一定程度の売電収入が確保できない場合は、委託費の見直しについて本組合と民間事業者で協議を行うものとします。 なお、本件については「契約書(案)」において示すものとします。

番号	頁	項目番号	項目名	意見・要望事項	回答
4	9	4 民間事業者の募集及び選定に関する事項	(4)本施設の設計、建設を行う企業の要件	①に「建築物の設計及び建設に係る業務を行う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。」とありますが、清掃施設工事業の特定建設業許可を有しているゼネコンは非常に限定されるため、建築一式工事の特定建設業許可もお認めいただくなど、入札参加資格要件の緩和をご検討願います。	建築物の設計及び建設に係る業務を行う構成員は、建設業法による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていれば良いものとします。 なお、本件については「入札説明書」において示すものとします。
5	1 2	5 民間事業者の審査及び選定	(2) 選定委員会の設置／ (3) 審査方法	選定委員会は実質的に事業者の選択をおこなう機関であり、委員会では専門的・技術的見地以外に市民目線での検討が必要と考えます。市民から公募の委員を加えること、また委員会を傍聴できるよう要望します。	選定委員会は、民間事業者(契約の相手方)の選定に関わる内容であり、公正な入札を行う必要があることから、非公開としています。なお、審査の経過や会議録につきましては、全ての審議が終了した後、審査結果の公表と併せて公開する予定です。 また、委員につきましては、情報管理の徹底や高い専門的識見の必要性等の観点から、公募委員の参加は予定しておりません。
6	添付資料 1	業務範囲区分 (1/4)	4 ごみ処理施設の運転	「法定有資格者」の記載がありますが、法定有資格者の配置は、関係法令を遵守することを前提に、応募者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	法定有資格者は、関係法令を遵守することを前提に、民間事業者が安全かつ安定的な運営に必要と判断する有資格者を配置するものとします。
7		業務範囲区分 (4/4)	1 7 ごみ焼却施設見学者への対応	施設見学者の対応を事業者で行う場合、見学者がいない間も対応人員を確保しておく必要があります。見学者対応は組合様に行っていただくことで、トータルでのコストの削減が可能と考えます。	施設見学者への対応は民間事業者の所掌とします。なお、施設見学については、年間約30件(小学校社会科見学を含む)、延べ約800人、また一回当たり45分程度の見学を見込んでおります。なお、これらに加え施設稼働当初は、相当数の増加が見込まれます。

番号	頁	項目番号	項目名	意見・要望事項	回答
8	添付資料1	業務範囲区分(4/4)	17ごみ焼却施設見学者への対応	「本組合は、施設見学の受付対応を行う。」とありますが、見学者の受入日時・受入人数等は民間事業者と協議の上、決定頂けないでしょうか。	施設見学に関する日時や受入人数等については、本組合と民間事業者で協議・調整した上で実施するものとします。
9	添付資料2	事業に係るリスク分担(2/3) 4運営段階	4運営段階(ごみ量・ごみ質)	ごみ量・ごみ質が計画範囲内の場合でも、少量・低質側に偏るなどにより、売電量の減少や用費の増大が発生する可能性があります。そのような場合には委託費による補填などを協議できる仕組みとして頂けないでしょうか。	要求水準書に示す計画ごみ量・計画ごみ質の範囲内は民間事業者の負担とすることを基本としますが、前年度の実績を踏まえた変動費単価の見直し等について、本組合と民間事業者で協議を行うものとします。なお、本件については、「契約書(案)」において示すものとします。
10		事業に係るリスク分担(3/3) 4運営段階	4運営段階(施設破損)	事故・火災や警備不備などによる施設破損のリスクが民間事業者の負担となっていますが、民間事業者の善良なる管理者として注意義務違反の場合以外は組合様の負担として頂けないでしょうか。	民間事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていることが証明され、本組合が承認した場合は、本組合の負担とします。なお、本件については「契約書(案)」において示すものとします。
11	添付資料3	スキーム図(参考)	—	焼却・マテリアルリサイクル推進施設のプラントメーカーが主体となって施設全体の設計・建設・運営を行いますが、剪定枝資源化施設については、剪定枝チップ・堆肥が市民に利用されることから、品質保証や販路確保などが求められるため、実績、独自の技術やノウハウを有する企業が設計・建設・運営を一体的に担当する必要があります。このような企業の参加意欲、競争性を担保し、コンソーシアム内の不要な管理経費を削減するため、焼却施設・マテリアルリサイクル推進施設と剪定枝資源化施設を別契約とすることや、予算上の内訳を設定するなどのご配慮をお願いします。	本事業は、本施設や外構工事を含む計画予定地内全ての工種について一括発注を予定しており、別契約とする予定はありません。 なお、頒布先の確保は、安定的な施設稼働をするうえで重要な要素である事から、貴重なご意見として承りました。